## 平成19年度 【北海道地区】錬士臨時中央審査実施要項

1.期 日 平成19年8月5日(日) 9:30(会場開館8:30)

2.会 場 『三笠市弓道場』……三笠市若草町280 2 (電話はなし)

(道順) JR「岩見沢駅」下車,中央バス・岩見沢バスターミナルから幾春別行きに乗車,「三笠高校前」下車,約3分。 自家用車利用の場合は,道央自動車道・三笠ICから道々桂沢線で約5分。

3.審査種別 錬士

4.受審資格 国際弓道連盟加盟団体の会員であり,平成18年8月5日までの五段受有者

5.審査方法 行射,面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

(1)行 射:第一次審査の通過者について,第二次審査を行う。

(2)面 接:行射の第一次審査の通過者について人物,見識及び指導力を査定する。

(3)学 科:学科(筆記)試験を行う。

6.受審の申込について

(1)方 法:所定の用紙により審査料を添えて,所属地連へ申請すること。

(2)締切日:平成19年7月3日(火) 締切厳守

(3)申込先:〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内

(財)全日本弓道連盟「北海道地区錬士臨時審査係」宛

TEL 03 - 3481 - 2387代 FAX 03 - 3481 - 2398

7.注意事項

- (1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみ)。 ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。
- (3) 申込書に虚偽の記載があった場合は,審査の結果が無効となることもある。
- (4) 受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。
- (5) 受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は,棄権したものとみなす。
- (7) 立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。
- (8)審査前日(8月4日)の弓道場利用は午後1~6時までとする。
- 8.その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名,所属地連,年齢,既得の称号及び授与年月,既得の段位及び認許年月,その他特記事項)
- (2) 立順表への記載(氏名,所属地連)
- (3)審査結果報告として,加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌·ホームページへの掲載(氏名,所属地連,既得の称号または段位)
- (4)上記に関して,同意を得られない場合には,本人の要求に基づき,公開の停止を要求することができる。

主 催 財団法人全日本弓道連盟

県連締切 06月19日(火)

主 管 北海道弓道連盟中部地区